

外部評価個票

事業名	空港保安対策事業費	開始/終了(予定)年度	H18 / 未定	成果指標及び 成果実績	成果指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (最終目標)
グループ名	保安施設検査業務費補助金				①ハイジャック件数	実績	件	0	0	0	0	0
部局・担当課名	県土整備部空港港湾課				①ハイジャック件数	当初見込み	件	0	0	0	0	0
創設背景 (課題)	世界的に航空機を標的としたテロ事件やその脅威の高まりを受け、航空保安検査の厳格化が求められており、国管理空港においては、国が空港管理者の立場から、確実に航空保安対策を実施するため、航空運送事業者が行う保安検査に係る費用の半額を補助・負担しており、地方管理空港においても同様の財政措置を講じるよう要請があったもの。				②	実績						
事業の目的	山形空港及び庄内空港における搭乗者の安全を図るため				③	実績						
事業概要	山形空港及び庄内空港に定期便を運航している航空会社が実施する保安検査業務（委託により保安検査に従事する職員を配置する場合も含む）を実施する場合に要する経費の2分の1を補助するもの。				④	実績						
補助概要	補助率 (最終受益者に対する補助率)	県の裁量の有無	補助の相手方	成果指標設定の考え方								
	事業費の1/2以内	有	県内の空港に定期便の離発着がある航空会社	空港における搭乗者の安全を図るため、ハイジャック等のテロ事件を防ぐことは事業目的として必須であり、指標としても妥当と考えられる。								
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	執行率50%未満の場合の要因分析					
	当初予算額 (単位:千円)	74,238	62,802	64,804	78,392	78,349						
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金											
	県債											
決算額 (千円単位)	その他特定財源											
	一般財源	74,238	62,802	64,804	78,392	78,349						
	計	74,238	62,802	64,804	78,392	78,349						
	決算額 (千円単位)	46,044	60,958	67,531	75,616	-						
	執行率 (%)	62%	97%	104%	96%	-						

事業所管部局による評価・検証（令和7年度9月末まで）

項目	評価 (ABC)	評価に関する説明	課題	今後の対応
全ての検証事務視点事業の	①長く継続し、社会経済情勢の変化とミスマッチになってないか。 (開始時から社会経済情勢の変化を考慮して、継続するのは妥当か。)	A 県内の空港における搭乗者の安全を図るために必要な事業であり、継続することは妥当		
	②当初の目的や役割を一定程度達成しているのではないか。 (当初の目的・役割の達成程度からみて、継続するのは妥当か。)	A 県内の空港における搭乗者の安全を図るために必要な事業であり、継続することは妥当		
	③人口減少を受けて受益者が減少し、コストに見合っていないのではないか。 (開始時から受益者が減少しても、継続するのは妥当か。)	A 県内の空港における搭乗者の安全を図るために必要な事業であり、継続することは妥当		
検証点の取組イントマ	④課題に対する事業手法は妥当か。	A 県内の空港における搭乗者の安全を図るため、航空保安検査は必須であり、国管理及び地方管理空港において当該費用を補助する事業手法は妥当	令和5年6月に、国の設置した保安検査に関する有識者会議により「空港における保安検査の実施主体・費用負担の見直しの方向性」がとりまとめられ、保安検査の実施主体が現在の航空会社から空港管理者に移行することが決定している。先行事例となる2空港について、令和8年度中の移行を目指すこととされており、本県の移行時期は決まっていないが、移行により現在の航空会社に対して補助金を交付する現在の仕組みは廃止となり、実施主体として新たな費用負担が生じることが想定される。	航空保安対策を確実に実施するため、航空会社が実施する保安検査業務に要する経費について、国と同等の財政措置を継続して実施していく。 実施主体の移行に向けては、新たな財政負担が生じることが想定されるため、国や先行事例の動向を注視しながら、実施体制と費用負担についてシミュレーションをしていく必要がある。
	⑤成果指標と目標値の考え方は妥当か。	A ハイジャック等のテロ事件を防ぐことは事業目的として必須であり、指標・目標値として妥当		
	⑥「執行率が50%未満の場合の要因分析」の内容・手法は妥当か。	-		

(評価基準) 「A:妥当性が高い/B:おおむね妥当である/C:妥当性が低い」

事業名 空港保安対策事業費

空港における危険行為防止のため、空港管理者として、航空会社が実施する保安検査の支援を行うため、航空会社に対し補助金を交付するもの

対象経費：保安検査機器の更新

　保安検査（機内預入手荷物、機内持込手荷物、駐機中の航空機の地上監視）

補助率：1/2 以内

根拠法令

- ・航空法第131条の2の2第1項 危害行為防止基本方針
- ・国家民間航空保安プログラム・・・危険行為防止のために講ずるべき措置

内容

- ・航空機に搭乗する際の保安検査の実施主体は、航空会社。
- ・県（空港の設置管理者）は、航空運送事業者による保安検査等の実施に対し支援・協力する。

国からの要請（平成18年12月11日国土交通省大臣官房参事官事務連絡ほか）により、国が実施している国管理空港における支援措置に準じているものであり、地方公共団体が管理する全国の空港においても同様の措置が行われている。

【対象となる保安検査等】

- ①ハイジャック等防止検査（X線検査装置、金属探知機等による搭乗旅客及び機内持込手荷物検査）
- ②受託手荷物検査（貨物室に積み込む手荷物検査）
- ③地上監視業務（駐機中の機体への不法侵入等を防止するため機体付近で警備）

補助実績

（千円）

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初予算	検査業務	74,238	62,802	64,804	78,392	78,349
	検査機器設置		4,000	11,010	600	
	計	74,238	66,802	75,814	78,992	78,349
決算額	検査業務	46,044	60,958	67,531	75,616	
	検査機器設置		3,460	8,770	300	
	計	46,044	64,418	76,301	75,916	
備考		新型コロナの影響による減便		検査ポスト（人員）の増 ※補正対応		